

地区補助金使用の留意点

日本で問題視され、各地区により対応が異なる点

- 娯楽とみるか、育成や活性化とみるか【スポーツ大会やバーベキュー、交流会など】
- 継続事業かどうか【第〇回というのは一律認めない地区もあります】
- ニーズに合っているかどうか
- 主体かどうか
- 持続可能性をどこまで求めるか
- 謝礼や講演会を認めるか【謝礼でも領収書は必要】
- 食事【ロータリアンには補助金は使えません。※バス代や材料費など一括の場合は厳密に割らなくてよいですが、ロータリアンが受益者にならないようにプロジェクトの内容などから判断】
- 優秀者への奨学金や表彰【地区によっては困窮者への支援を優先】

注意が必要なポイント

- ロータリーの広報に補助金は使えません。【クラブの活動紹介、ポリオの広報など】
- プロジェクトの実施に不可欠な広報や看板以外に補助金は使えない【プロジェクトを録画して放映するなど】
- 看板やプレートの文字入れなどは1つのプロジェクトで500ドルまで【危険を知らせる看板の設置など、看板設置そのものがプロジェクトの目的の場合を除く】
- 募金活動に補助金は使えません【募金箱や募金ボランティアに補助金は使えません。募金を目的としないプロジェクトで、人が集まるので実施場所のどこかに募金箱を置く程度ならば可】
- 補助金を寄付することはできません【金券の贈与含む。賞品注意】
- 備品や物品の寄贈では、それをどこが所有し、誰が管理するのかを確認しておかなければなりません。【ロータリークラブや会員は所有できません】
- 書籍の新規作成はできません。小さなパンフレットや既存の本や資料の印刷代は可。
- 名入り帽子、ベスト、Tシャツなどは所有者を確認【ロータリアン分は補助金外】
- 参加者への記念品など見積に数量が必要【高価なものは望ましくない。※高価の基準は地区内の会員や奥様の常識の範囲内で地区の裁量】
- 贈呈式、除幕式などには補助金は使えません
- 諸経費、予備費、雑費は認められない【少なくとも報告書には詳細と領収書を含める】
- 調査や記録を目的とするプロジェクト【グローバル補助金計画のための現地調査は可】
- 新規のインターアクトクラブの立ち上げ経費はOK
- RYLA 手引書は青少年の育成への直接的プロジェクトにはなりません。直接的な受益者はロータリアンなのでNG